

## 公益社団法人行田法人会 定款

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人行田法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県行田市に置く。

## 第2章 目的 及 び 事 業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者の団体として、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制、税務に関する調査研究及び提言に関する事業
- (3) 地域社会の活性化と健全な発展を目的とする事業
- (4) 地域企業の健全な発展を支援する事業
- (5) 会員の交流及び福利厚生に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、行田市、羽生市、加須市において行う。

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的および事業に賛同して入会した前条第2項に定める活動地域内に所在する法人（行田税務署管内に事業所を有する法人を含む）
- (2) 準会員 本会の事業を賛助するため入会した法人、法人の事業所または個人
  - 2 前項の会員のうち正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会および会員の権利義務)

第6条 正会員または準会員として入会しようとする者は、理事会で定めた、入会及び退会規定に基づき、所定の入会手続きを行い入会することができる。

2 会員は、本会の事業活動に参加する権利と義務を有し、定款及び諸規則に従った行動をする義務を負う。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議により除名することができる。この場合、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員、準会員である法人が事業所を閉鎖または解散したとき
- (2) 準会員である個人が死亡したとき
- (3) 督促に係わらず2年以上会費の支払い義務を履行しなかったとき  
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても既納の会費、その他の抛出金品はこれを返還しない。

#### 第4章 総

#### 会

(種類及び構成)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「法人法」上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第14条 定時総会は毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。臨時総会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、議場に諮り出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権の 3 分の 1 を有する正会員が出席し、その過半数をもって決する。

2 次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併、解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事または正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合にその提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選任した議事録署名人 2 名が署名または記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 21 条 本会には次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 40 名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、8名以内を常任理事とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とし、副会長、常任理事及び専務理事をもって同法上の業務執行理事（同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選任された理事をいう。）とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、本項前記の関係にある者を選任できない。
- 5 他の同一団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、本項前記の関係にある者を選任できない。
- 6 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を指揮監督し本会の事務を統括する。
- 6 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、毎事業年度、4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を調査する。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法律もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。

- (5) 前号の報告のため必要なときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求にあった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して当該行為をやめることを請求する。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第26条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己または第三者のためにする本会との取引
  - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会と  
その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(責任の免除)

第 29 条 本会は、「法人法」第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができるものとする。

(顧問及び相談役)

第 30 条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議によって選任または解任する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。  
ただし、その職務を行うため要する費用の支払いをすることができる。
- 5 顧問及び相談役の任期は、第 25 条第 1 項に準ずる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事で構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程及び基準の制定、変更並びに廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、常任理事および専務理事の選任および解職
- (6) 正副会長会、常任理事会、委員会、部会、支部等の設置および運営に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
- (4) 第 24 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第 34 条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第 3 号により、会長以外の理事が招集する場合及び前条第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 2 号または第 4 号前段に該当する場合は、その請求の日のあった

日から2週間以内に開催する理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。

(成立)

第35条 理事会は、理事の過半数が出席し、成立する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、議場に諮り出席理事から選任する。

(議決権)

第37条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わる事が出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることで出来る理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名または記名押印しなければならない。

## 第7章 正副会長会、常任理事会、委員会、部会及び支部

(正副会長会)

第41条 本会に理事会の決議により正副会長会を設置することができる。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議し、常任理事会に提案する。
- 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(常任理事会)

第42条 本会に理事会の決議により常任理事会を設置することができる。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、本会の運営に関する事項について協議・検討し、理事会に提案する。
- 4 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(委員会)

第43条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(部会)

第44条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により部会を設置することができる。

2 部会の組織および運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(支部)

第45条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により支部を設置することができる。

2 支部の組織および運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第8章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の区分)

第47条 本会の資産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理運用)

第48条 本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により会長がこれを行う。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第50条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告



(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額)

第51条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第52条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の承認を受けなければならない。重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも同様とする。

(会計原則)

第53条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に従うものとする。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第55条 本会は、総会の決議により、「法人法」上の他の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 本会は、「法人法」に規定する事由によるほか、総会の決議により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が、公益認定取り消しの処分を受けた場合または、合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該取り消しの日または合併の日から1カ月以内に、「認定法」第5条第17号に掲げる法人または、国もしくは、地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が、解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、「認定法」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局及び備え付け帳簿等

(事務局)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事(会長、副会長、常任理事、専務理事等を表記する)、監事等の名簿及び履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 役員等に関する報酬等の支給基準
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 事業報告及び附属明細書
- (10) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書
- (11) 財産目録
- (12) 監査報告
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第61条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県内において発行する埼玉新聞に掲載する方法による。

## 第11章 補

## 則

(細則)

第62条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事は鈴木秀憲とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。